

○宍粟市議会広報モニター設置要綱

平成29年8月1日議会訓令第1号

改正

令和2年4月1日議会訓令第1号

宍粟市議会広報モニター設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、宍粟市議会基本条例（平成23年宍粟市条例第20号）第7条第2項の規定に基づき、市民の意見を議会広報広聴活動に活かし開かれた議会とするため、議会広報モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 宍粟市議会（以下「議会」という。）が行う広報広聴活動に関する意見、提案等を述べること。
- (2) モニター会議に出席すること。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は、10人以内とし、任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 議会が行う広報広聴活動に深い関心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有する者
- (3) 国会議員又は地方議会の議員でない者
- (4) 常勤の公務員でない者

(募集)

第5条 モニターの募集は、原則として公募とする。

(応募方法)

第6条 モニターに応募しようとする者は、申込書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

(選考等)

第7条 モニターは、応募者の中から居住地、性別、年齢等を考慮し、議長が適当と認める者を選考し、登録するものとする。

(モニター会議)

第8条 議長は、モニターと議会との連絡調整を図るため、必要に応じてモニター連絡会議を開催するものとする。

(意見等の処理)

第9条 モニターから提出された意見、提案等は、議会広報広聴常任委員会において十分検討し、広報広聴活動へ反映させるよう努めるものとする。

(登録の抹消)

第10条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する職務を遂行しないとき。
- (3) 第4条の資格を満たさなくなったとき。
- (4) その他議長が抹消の必要があると認めるとき。

(庶務)

第11条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

宍粟市議会広報モニター申込書

年 月 日

宍粟市議会議長 様

下記のとおりモニターに応募します。

記

ふりがな 氏名		性別	
住所	〒671- 宍粟市		
生年月日	年 月 日生		
電話	固定	—	—
	携帯	—	—
メールアドレス			
職業	会社員 自営業 専業主婦 学生 パート・アルバイト 無職 その他（ ）		
モニター意見 の提出方法	メール	郵送	FAX
議会ホームページ の閲覧方法	自宅パソコン ・ 携帯電話（スマートフォン含む） タブレット端末 ・ その他（ ）		
モニター募集を 知ったきっかけ	議会だより ・ 宍粟市議会ホームページ その他（ ）		

※ 個人情報とはモニターの目的以外に使用することは一切ありません。

※ モニターは、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 市内に住所を有し、18歳以上であること
- (2) 議会が行う広報広聴活動に深い関心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有すること
- (3) 国会議員又は地方議会の議員でないこと
- (4) 常勤の公務員でないこと